取締役・監査役の紹介

後列

社外監査役
青木 俊人

常勤監査役
服原 克英

社外取締役
江守 新八郎

取締役 専務執行役員
朝倉 秀明

取締役 専務執行役員
大橋 徹也

取締役 専務執行役員
田浦 良文

社外取締役
振角 秀行

常勤監査役
苅野 雅博

前列

社外取締役
小泉 淑子

代表取締役副社長
北林 勇一

代表取締役社長
不死原 正文

取締役副社長
安藤 國弘

社外監査役
三谷 和歌子

取締役・監査役の紹介

取締役

代表取締役社長 不死原 正文

略歴

1978年 4月 小野田セメント(株)入社
2007年 4月 当社環境事業カンパニー事業推進部長
2009年 5月 環境事業カンパニー営業部長
2010年10月 環境事業部長
2012年 4月 執行役員 環境事業部長
2015年 4月 常務執行役員
2015年 6月 取締役 常務執行役員
2016年 4月 取締役 常務執行役員
セメント事業本部長
2017年 4月 取締役 専務執行役員
セメント事業本部長
2018年 4月 代表取締役社長(現在)

経験や知識

2015年から取締役として当社の経営に従事し、セメント事業本部長を経て、2018年4月に代表取締役社長に就任。経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すといった取締役の役割を適切に果たしています。

代表取締役副社長 北林 勇一

略歴

1978年 4月 日本セメント(株)入社
2009年 5月 当社上磯工場長
2011年 4月 執行役員 生産部長
2013年 4月 常務執行役員
2013年 6月 取締役 常務執行役員
2016年 4月 代表取締役 専務執行役員
2017年 4月 代表取締役副社長 経営企画部担当
2022年 6月 代表取締役副社長 社長補佐(現在)

経験や知識

2013年から取締役として当社の経営に従事し、2016年からは代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しています。また2021年からカーボンニュートラル技術開発プロジェクトチーム・フィリピンリニューアル工事プロジェクトチームの担当役員として、当社グループの発展に大きく貢献しています。当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すといった取締役の役割を適切に果たしています。

取締役副社長 安藤 國弘

略歴

1980年 4月 小野田セメント(株)入社
2011年 4月 当社大船渡工場長
2013年 4月 執行役員 大分工場長
2015年 4月 執行役員 資源事業部長
2016年 4月 常務執行役員
2016年 6月 取締役 常務執行役員
2020年 4月 取締役 専務執行役員
2022年 6月 取締役副社長 社長補佐(現在)

経験や知識

2016年から取締役として当社の経営に従事し、2022年からは取締役副社長を務め、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しています。また鉱業・資源事業部門の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献するとともに、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すといった取締役の役割を適切に果たしています。

取締役 専務執行役員 大橋 徹也

略歴

1982年 4月 小野田セメント(株)入社
2010年10月 タイヘイヨウセメントU. S. A. (株)社長
2015年 4月 当社海外事業本部管理部長
2016年 4月 執行役員 海外事業本部管理部長
2019年 4月 常務執行役員
2019年 6月 取締役 常務執行役員
2020年 6月 常務執行役員
2021年 4月 専務執行役員
2021年 6月 取締役 専務執行役員(現在)

経験や知識

2021年から取締役として当社の経営に従事し、人事・サステナビリティ推進部門や不動産事業の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しています。経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すといった取締役の役割を適切に果たしています。

取締役 専務執行役員 朝倉 秀明

略歴

1982年 4月 日本セメント(株)入社
2011年 4月 ギソンセメントコーポレーション社長
2016年 4月 当社執行役員
ギソンセメントコーポレーション社長
2018年 4月 当社執行役員
セメント事業本部営業部長
2019年 4月 常務執行役員
2019年 6月 取締役 常務執行役員
2020年 6月 常務執行役員
2022年 4月 専務執行役員
2022年 6月 取締役 専務執行役員(現在)

経験や知識

2022年から取締役として当社の経営に従事し、経営企画・法務部門の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しています。当社グループの持続的な企業価値向上を目指すといった取締役の役割を適切に果たしています。

取締役 専務執行役員 田浦 良文

略歴

1983年 4月 小野田セメント(株)入社
2013年 4月 当社海外事業本部営業部長
2017年 4月 執行役員 海外事業本部営業部長
2019年 4月 常務執行役員 海外事業本部長
2019年 6月 取締役 常務執行役員 海外事業本部長
2019年 8月 取締役 常務執行役員 海外事業本部長
太平洋水泥(中国)投資有限公司董事長
2020年 6月 常務執行役員 海外事業本部長
太平洋水泥(中国)投資有限公司董事長
2022年 4月 常務執行役員 海外事業本部長
2023年 4月 専務執行役員 海外事業本部長
2023年 6月 取締役 専務執行役員(現在)
海外事業本部長(現在)

経験や知識

2023年に取締役に就任し、海外事業の担当役員として当社グループの発展に大きく寄与しています。当社グループの持続的な企業価値向上を目指すといった取締役の役割を適切に果たしています。

社外取締役 小泉 淑子

略歴

1972年 4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)
1980年 1月 桝田江尻法律事務所
(現西村あさひ法律事務所)パートナー
2008年 1月 西村あさひ法律事務所カウンセル
2009年 4月 シティユーワ法律事務所パートナー(現在)
2015年 6月 当社社外取締役(現在)
DOWAホールディングス(株)社外取締役
(現在)
2016年 6月 住友ベークライト(株)社外監査役
2017年 9月 日本工営(株)社外監査役
2023年 7月 ID&Eホールディングス(株)
取締役(現在)

経験や知識

法律事務所カウンセル、パートナーを経て、2015年6月に当社取締役に就任。弁護士として企業法務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、当社取締役会において業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から的確な提言・助言を行うとともに、経営全般に対する監視・監督を適切に行っています。

社外取締役 振角 秀行

略歴

1977年 4月 大蔵省入省
2004年 7月 金融庁審議官
2010年 7月 財務省財務総合政策研究所長
2013年12月 同省退官
2014年 6月 一般社団法人信託協会専務理事
2021年 6月 当社社外取締役(現在)

経験や知識

財務省、(一社)専務理事を経て、2021年6月に当社取締役に就任。国家公務員として行政に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社取締役会において業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から的確な提言・助言を行うとともに、経営全般に対する監視・監督を適切に行っています。

社外取締役 江守 新八郎

略歴

1975年 4月 東洋曹達工業(株)(現東ソー(株))入社
2010年 6月 東ソー(株)取締役
2011年 6月 同社常務取締役
2012年 6月 同社代表取締役常務取締役
2015年 6月 大洋塩ビ(株)代表取締役社長
2020年 6月 当社社外取締役(現在)

経験や知識

東ソー(株)代表取締役常務取締役、大洋塩ビ(株)代表取締役社長を経て、2020年6月に当社取締役に就任。事業法人の経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社取締役会において業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から的確な提言・助言を行うとともに、経営全般に対する監視・監督を適切に行っています。

監査役

常勤監査役 服原 克英

略歴

1981年 4月 小野田セメント(株)入社
2013年 4月 当社経営企画部長
2015年 4月 執行役員 経営企画部長
2017年 4月 常務執行役員
2017年 6月 取締役 常務執行役員
2020年 6月 常務執行役員
2021年 6月 常勤監査役(現在)

経験や知識

当社役員として、建材・建築土木事業やグループ会社管理部門の業務を幅広く担当して当社のグループ経営を推進するなど、職務を通じて豊富な経験と見識を有しています。当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり、取締役の職務執行を適切に監査しています。

常勤監査役 苅野 雅博

略歴

1980年 4月 日本セメント(株)入社
2004年 4月 当社法務部長
2013年 4月 執行役員 法務部長
2016年 4月 常務執行役員
2016年 6月 取締役 常務執行役員
2019年 4月 取締役 専務執行役員
2022年 4月 取締役
2022年 6月 常勤監査役(現在)

経験や知識

当社役員として、人事・法務・監査部門の業務を幅広く担当して当社のグループ経営を推進するなど、職務を通じて豊富な経験と見識を有しています。当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり、取締役の職務執行を適切に監査しています。

社外監査役 三谷 和歌子

略歴

2000年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
2001年 7月 田辺総合法律事務所入所
2012年 4月 同事務所パートナー(現在)
2018年 2月 当社社外監査役(現在)
2023年 4月 第一東京弁護士会 副会長(現在)
2023年 6月 生化学工業(株)社外監査役(現在)

経験や知識

法律事務所パートナーを経て、2018年2月に当社監査役に就任。弁護士として企業法務分野に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、独立した客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を適切に監査しています。

社外監査役 青木 俊人

略歴

1983年10月 監査法人太田哲三事務所
(現EY新日本有限責任監査法人)入所
1987年 8月 公認会計士登録
1999年 7月 太田昭和監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人)
パートナー
2014年 8月 新日本有限責任監査法人
(現EY新日本有限責任監査法人)退職
2023年 6月 当社社外監査役(現在)

経験や知識

監査法人パートナーを経て、2023年6月に当社監査役に就任。長年にわたり企業会計の実務に携わるなど、公認会計士として豊富な経験・実績・見識を有しています。独立した客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を適切に監査しています。

社外取締役メッセージ

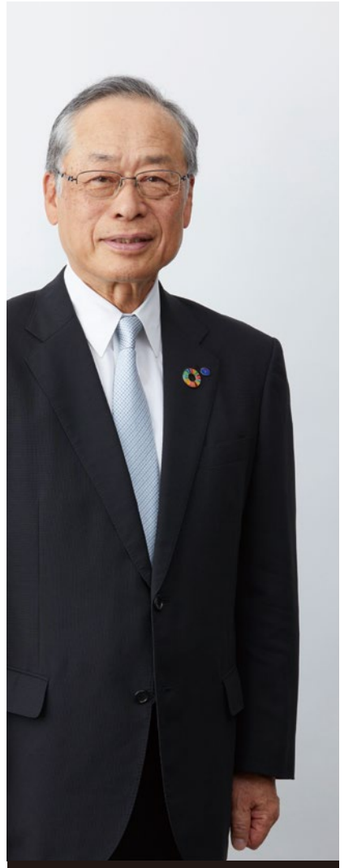

社外取締役　江守 新八郎

社外取締役　小泉 淑子

社外取締役　振角 秀行

社外取締役が、それぞれのキャリアや知見に基づいて、当社グループのガバナンス体制および企業価値向上に向けた取り組みに対する評価や提言を語りました。

海外展開における贈収賄、腐敗に対する対応も含め、グローバルガバナンスと危機管理能力のさらなる強化をサポートします。

社外取締役　小泉 淑子

海外グループ会社を含めたガバナンスの向上

当社グループが持続的発展を遂げていくためには、国内はもとより海外グループ会社のガバナンス向上が何より大事であると考えています。当社は環太平洋を中心に、米国およびアジア・パシフィック地域に複数の海外グループ会社がありますが、歴史、文化、風土の異なる国でガバナンスを効かせていくのは並大抵のことではありません。もし、海外グループ会社で不祥事が起これば本体に跳ね返ってくることを肝に銘じなければなりません。グループガバナンスの構築のためには、本社とグループ会社の信頼関係が何よりも重要であり、そのためには双方向のコミュニケーションがきわめて大切です。本社から一方的に指示を送るだけでなく、絶えず現地に足を運び現場の声を聞く、そのうえで問題があれば軌道修正する、という地道な努力が欠かせません。当社は「圧倒的なリーディングカンパニーを目指す」トップ企業であり、常に注目されています。今後ますます海外事業が拡大していくなか、メーカーの基本である「現場・現物・現実」という三現主義の精神に、今一度立ち返る時ではないかと感じています。

危機管理能力のさらなる強化

当社グループは現在、海外事業ポートフォリオの再構築によりサウスダウンシフトを進め、フィリピン、ベトナムおよびインドネシアでの事業を強化しているほか、米国でもさらなる投資と事業の拡大を図っています。こうしたグローバル展開は、一方で地政学的リスクやサプライチェーンリスクなど、世界的な規模の脅威にさらされます。そのため、世界の国や地域のリスクをしっかりと把握することはもちろん、徹底した危機管理が求められます。また、腐敗防止に取り組むことも重要なリスク管理のひとつです。贈収賄に対する考え方や習慣は国や地域によって異なります。贈収賄関連を含めた外国法は各国で絶えず改定されるため、本社の法務部が一括してフォローし続けるには限界があると思われますので、各海外拠点と連携を密にして現地の法律事務所とネットワークを築くなど、常に最新の情報を入手し法務部と海外拠点が連携する仕組みづくりが必要であると考えています。

私は国際弁護士としての立場から、海外グループ会社を視野に入れた危機管理のさらなる強化策として、贈収賄対策のルール作りといった提言も行っていきたいと考えています。

太平洋セメントグループに期待すること

2015年に社外取締役として就任した時に受けた印象は今も変わりません。当社は140年以上の歴史を有する国内セメント産業のリーディングカンパニーとして、ずば抜けて堅実な会社であるということです。しかし一方で、限られた業界の中だけで物事が完結してしまい、異業種との交流は少なく、従来のBtoBの視野で留まってしまっているようにも感じます。外の世界にもっと目を向けることで豊かな発想がうまれ、当社グループのサステナビリティがより一層強化されることを期待しています。

役員報酬と サクセッションプランについて 積極的な提言に努めるとともに、 戦略の実現についての議論も 深めていきます。

社外取締役　江守 新八郎

指名報酬諮問委員会の役割について

指名報酬諮問委員会の役割については、取締役の指名および報酬の決定に関する手続きの客観性・適時性・透明性の向上に取り組むことが重要だと考えています。

社外取締役をのぞいた取締役の報酬は、現状、固定報酬、業績連動報酬および株式報酬で構成されていますが、いずれは中長期的な業績にも連動する報酬制度が望ましく、さらに明示的にサステナビリティ目標の達成度といったインセンティブを組み込むなど、役員報酬のあるべき姿を提言していきたいと考えています。一方、サクセッションプランについては、長期具体的な計画をもって経営候補者を育成することが最も重要であると思っています。管理職は職位に応じて計画的に育成されますが、選ばれた上級幹部職においては、その異動や昇進について経営トップ自らが育成方法を検討し実施していくことが大切です。例えば計画的に海外を含めたグループ会社で経営を経験させる、とりわけ厳しい状況にある会社ほどその人の手腕が磨かれ、有効な育成になると考えています。私は企業経営に携わってきた経験を活かし、サクセッションプランについて精力的に提言をしていきたいと思っています。

23中計に対する評価

今年度は、「2020年代半ばのありたい姿、目指す方向性」に向けた第3ステップの取り組みとなる23中計の最終年度です。前提条件とした国内需要が減少し、さらに石炭価格の高騰などにより事業環境が大きく変化したことから、経営目標の達成は厳しい状況です。

しかし一方で、このような時にこそ、外部要因を除いた当社の実力や競争力はどれほどのものか、これから解決すべき課題は何なのか、はっきりと見えてくるのではないでしょうか。すでに、主力の国内セメント事業では、販売価格政策を最優先として取り組んでいるほか、資源事業や環境事業においては、石灰石やセメントに頼らない付加価値の高いコアビジネスの育成に注力しています。セメント専業のトップメーカーである当社に求められることは、安定した収益を上げながら社会貢献も果たしていくことにほかなりません。23中計の総括をしっかりと行い、明らかになった課題を見据えて、次期中計が策定されることを期待しています。

社外取締役としての役割

社外取締役の役割は経営の監督であり、社内のしがらみとはかかわりのない立場から、経営陣に対して忌憚のない意見を述べることであると考えています。また、従業員が経営陣に対して言いにくいと感じていることをわたしたちが代わりに発言することで、自由にものが言える雰囲気をつくることも大切な役割と思います。当社は女性活躍をはじめとするダイバーシティ&インクルージョンを進め、多様性を重視した戦略を打ち出しています。様々な価値観や考え方を柔軟に吸収することで、イノベーションが生まれることを期待しています。

広くステークホルダーの 皆様の視点に立って エンゲージメントの強化を 提言するとともに、 双方の間で信頼関係を 築けるよう力を尽くします。

社外取締役　振角 秀行

ステークホルダーとのエンゲージメント強化

私は国家公務員として、投資家と企業が建設的な対話を行うためのスチュワードシップコードや、コーポレートガバナンスコードといった制度設計に携わってきましたので、投資家と企業の直接的な対話の重要性を誰よりも理解していると認識しています。また、投資家との対話を通じて得られた視点を取締役会の議論に反映させることで、取締役会の実効性がさらに向上すると考えていますので、投資家と経営層が直接対話する場をさらに増やしていくべきであると思っています。私自身、投資家との対話が実現すれば積極的に臨み、当社の経営方針や中長期的な成長戦略について率直な意見交換を行い、企業価値の向上に貢献していきたいと考えています。

また、当社の根幹であるセメント事業は、工場、鉱山の地元地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの皆様によって支えられ、生物多様性や水資源といった環境を保全して初めて成り立っていることを、常に念頭におかなければなりません。地元地域社会と共存共栄を目指し、信頼され愛される会社になることこそ、当社のサステナビリティの源泉であると思っています。そのためには、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを活発に行い、当社の事業や考え方をもっと知っていただく努力が必要と考えています。セメント製造で廃棄物や副産物をセメントの原燃料として有効利用し、循環経済に貢献していることや、カーボンニュートラルに向けた先進的な取り組みを行っていることなど、このようなポジティブな情報の発信を強化するよう促すことも社外取締役の役割であると考えています。

事業戦略としての多様性の推進

現在は、人的資本の見地から多様性が尊重されていますが、事業戦略においても多様性は重要であると考えています。当社グループの事業ポートフォリオは、グループの売上高比率で見ると、国内セメント事業、海外セメント事業、そして、資源、環境、建材・建築土木事業それぞれが1/3ずつと非常によくバランスがとれており、どれか1つがピンチになっても全体としては損失を最小限に抑えられる強みがあります。2022年度の損益は国内セメント事業の採算悪化を主な要因として、当期純損失という厳しい結果に終わりましたが、好調な米国セメント事業に支えられて営業利益は黒字を確保できました。これは主力の国内セメント事業だけに頼ることなく、海外展開をはじめとした事業ポートフォリオの多様化を進めてきた成果であるといえ、高く評価しています。

さらに今後は多様性に加え、リスクヘッジとしての事業の分散も視野に入れた提言を行っていきたいと考えています。例えば、西海岸を中心に展開している米国セメント事業は、政治や需要の変動といったリスクを回避するためにも、中部や南部にも目を向ける必要があります。社外取締役としての視点を活かしながら、企業価値の向上に貢献していきます。

コーポレートガバナンス

持続的な成長と企業価値の向上を目指し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

コーポレートガバナンスの基本方針

グループ経営理念に基づき、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、コーポレートガバナンス基本方針を策定し、健全性、透明性、効率性の高いコーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでいます。

「太平洋セメント株式会社 コーポレートガバナンス基本方針」については当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.taiheiyo-cement.co.jp/company/pdf/corpgov_01_2112.pdf

コーポレートガバナンス体制

当社は持続可能なビジネスモデルをグローバルに展開するため、コーポレートガバナンスの課題や実効性、ガバナンステーマを的確に認識し、対応する体制づくりを進めています。

経営機構は取締役会と監査役会を基本としています。業務執行については、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監視・監督機能と業務執行の分離に努めています。監査役の業務については、その全般を補助する機関として監査役室を設置しています。また、監査部を設置して内部統制システムの整備、内部監査による当社および当社グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また、サステナビリティ推進のため、サステナビリティ経営委員会を設置しています。下部組織に、人権・労働、環境経営、品質管理などについて専門委員会を設け、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

● コーポレートガバナンス体制図

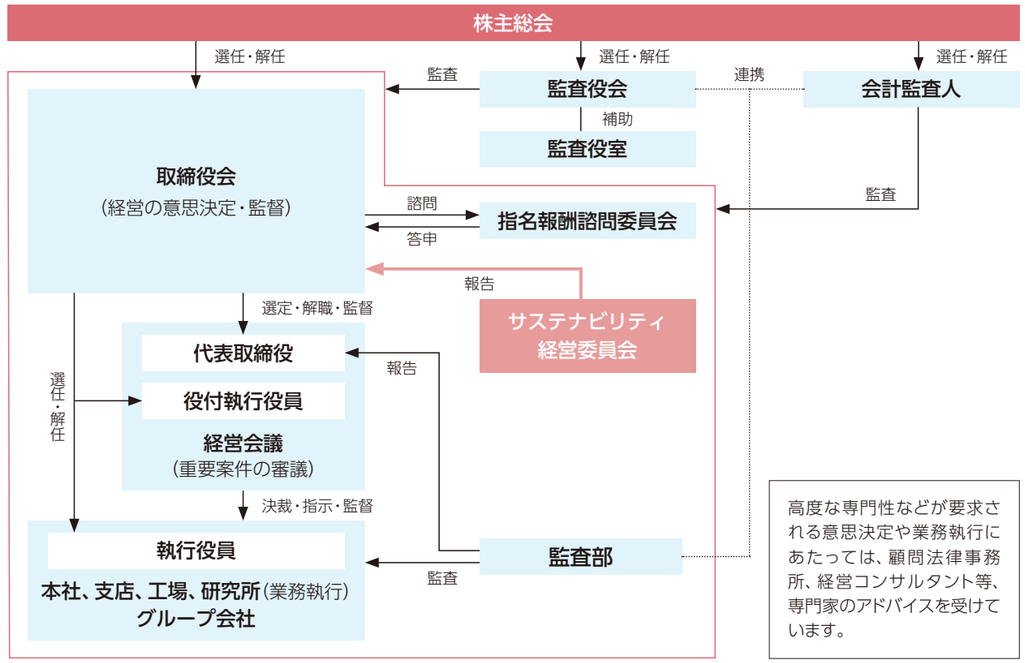

● ガバナンス体制概要(2023年6月29日現在)

項目	人数等
組織体制	監査役会設置会社
取締役会議長	社長
取締役人数(うち女性人数) うち社外役員人数 うち独立役員人数	9名(1名) 3名(1名) 3名(1名)
取締役の任期	1年
執行役員制度	あり
監査役人数(うち女性人数) うち社外役員人数 うち独立役員人数	4名(1名) 2名(1名) 2名(1名)

● 主な会議体の開催状況

委員会	開催回数	社外役員出席状況	概要
取締役会	15	100%	取締役会は原則として毎月1回、そのほか必要に応じて開催し、法令で定められた事項および経営に関わる重要事項の意思決定を行っています。 取締役は9名で構成されており、うち3名が社外取締役です。また、取締役会にはすべての監査役が出席します。2022年度の開催回数は15回、取締役・監査役の出席率は100%でした。
監査役会	16	100%	監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名で構成されており、取締役会等の重要会議への出席ならびに取締役等からの職務の執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等により、経営に対する監視・監査機能を果たしています。さらに、監査の充実を図るため、支店、工場およびグループ会社等に赴くなどして、業務執行状況について調査しています。また、定期的に監査役連絡会を開催して各監査役間(必要な場合は関連部門担当者を交えて)にて意見交換を行い、公正かつ適正な監査が実施できる体制を構築すべく情報の共有化を図っています。
経営会議	15	―	経営会議はすべての社内取締役および役付執行役員で構成されており、会社法に基づき取締役会で意思決定される以外の重要事項について決定しています。経営会議には常勤監査役が出席します。なお、社外取締役および社外監査役は出席しませんが、社外取締役に対しては経営企画部から定期的(原則週1回)な報告を行い、また、社外監査役に対しては定期的(原則週1回)に連絡会を開催し、常勤監査役が経営会議等の重要な会議の内容を報告するなど、情報を共有し職務執行に対する補佐を行っています。

ガバナンスの変遷

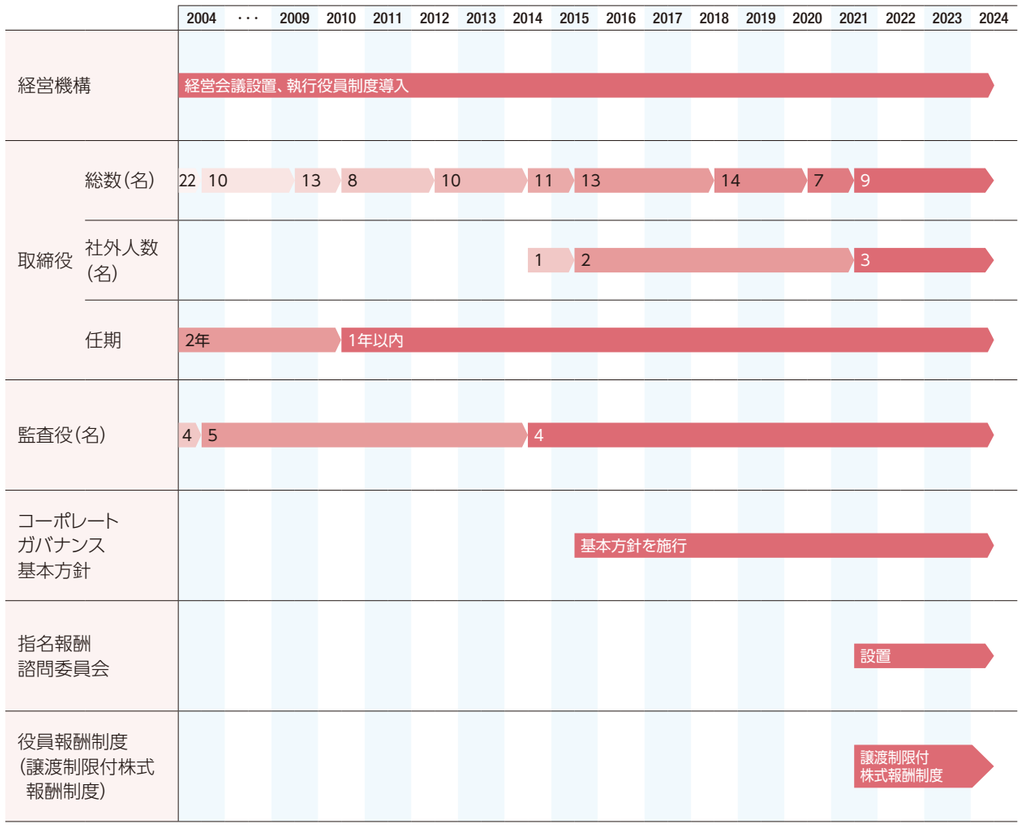

取締役および監査役の状況一覧

取締役候補者の選任

コーポレートガバナンス基本方針に則り、社長が社内・社外の多様な人材の中から取締役候補者を取締役会に提案し、取締役会が審議のうえ、取締役候補者として指名し、株主総会の決議をもって選任しています。取締役候補の指名を行うにあたり、指名報酬諮問委員会は審議を行い、取締役会に審議結果を答申しています。

監査役候補者の選任

監査役候補者は取締役の職務全般に対する監査を公正に行うことができ、適切な経験・能力に加え、財務・会計・法務に十分な知識を有する多様な人材の中から社長があらかじめ監査役会の同意を得たうえで、取締役会に提案し取締役会がこれを審議し、指名した監査役候補者を株主総会の決議をもって選任しています。

社外役員候補者の選任

社外役員候補者はさらに当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、社外の独立した立場から当社の取締役および経営の監督を行うとともに、弁護士、企業経営者、公認会計士、国家公務員などといった経験と見識に基づき、的確・適切に助言を行うことができる人材を指名しています。

「社外役員の独立性判断基準」については当社ウェブサイトの「コーポレートガバナンス基本方針(別紙1)」をご参照ください。
https://www.taiheiyo-cement.co.jp/company/pdf/corpgov_01_2112.pdf

社外取締役の活動状況

指名報酬諮問委員会は社外取締役3名および社内取締役1名からなる委員によって、2022年度は計4回開催されました。また、社外監査役を含む計5名の社外役員のみで開催される会議は2回開催され、現状の課題や取締役会の審議内容について、忌憚のない意見交換を行いました。

● 役員における女性比率(2023年7月)

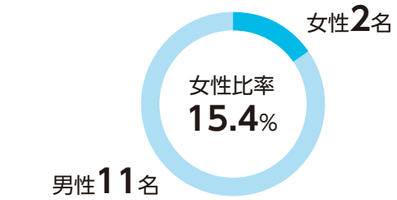

● 役員の独立性(2023年7月)

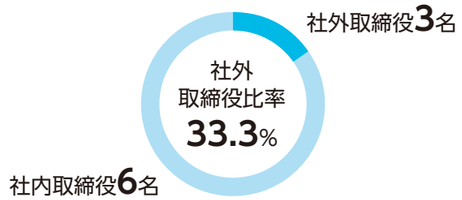

取締役会の運営状況

2022年度は取締役会を15回開催し、法令・定款が定める重要事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。取締役の職務効率性を確保するため、職務分担を受けた取締役および執行役員が職務執行状況の報告を行っています。経営執行については、執行役員に一定の業務権限を委譲し、中期経営計画および年度経営方針(社長方針)に沿って方針展開システムにより業務を執行し、取締役会はその進捗状況をレビューしています。

● 取締役会の主な審議事項(2022年度)

セメント販売価格政策	販売価格改定内容・状況の報告
工場・鉱山設備強靭化	製造設備の更新・石灰石鉱山開発
カーボンニュートラル	取り組み事項の進捗状況確認
その他	・サステナビリティ経営の推進 ・他社からのセメント販売事業譲受 ・中国でのセメント生産販売事業の停止 ・ロシア産石炭の代替調達および石炭市場の動向 ・機関投資家および株主等との対話状況 ・ダイバーシティ・マネジメントの推進

● 取締役会出席状況(2022年度) (出席回数／開催回数)

氏名	取締役会
不死原 正文	15／15(100%)
北林 勇一	15／15(100%)
安藤 國弘	15／15(100%)
大橋 徹也	15／15(100%)
朝倉 秀明	11／11(100%)
中野 幸正	11／11(100%)
小泉 淑子	15／15(100%)
江守 新八郎	15／15(100%)
振角 秀行	15／15(100%)
服原 克英	15／15(100%)
苅野 雅博	11／11(100%)
三谷 和歌子	15／15(100%)
藤間 義雄	15／15(100%)

在任期間中の取締役会開催回数:15回、ただし朝倉秀明氏、中野幸正氏は取締役に就任以降の開催回数(11回)、苅野雅博氏は監査役に就任以降の開催回数(11回)

スキル・マトリクス

当社は事業活動について適切な意思決定と高い監督機能を発揮するため、役員に期待される知識、専門性や経験を、マテリアリティの更新にあわせて見直しを行っています。今年度は企業経営・生産技術研究・営業販売・財務会計・法務リスクマネジメント・グローバルビジネスの6項目のスキル・マトリクスで表しました。

持続的な成長とサステナビリティを根幹とした経営理念の実現に向け、このような高度な知識や専門性、また多様な経験を最大限に活かし経営にあたっています。

● 役員のスキル・マトリクスと指名報酬諮問委員会の構成

氏名	役職	社外役員	在任年数	指名報酬諮問委員会	知識・専門性・経験					
					企業経営	生産技術研究	営業販売	財務会計	法務リスクマネジメント	グローバルビジネス
不死原 正文	代表取締役 社長		8年		●		●	●	●	●
北林 勇一	代表取締役 副社長		10年		●	●			●	●
安藤 國弘	取締役 副社長		7年	○	●	●	●			●
大橋 徹也	取締役 専務執行役員		2年		●	●		●		●
朝倉 秀明	取締役 専務執行役員		1年		●		●	●	●	●
田浦 良文	取締役 専務執行役員		—		●	●	●			●
小泉 淑子	取締役	○	8年	○ (委員長)					●	●
江守 新八郎	取締役	○	3年	○	●		●	●		●
振角 秀行	取締役	○	2年	○				●	●	●
服原 克英	常勤監査役		2年		●	●		●	●	●
苅野 雅博	常勤監査役		1年		●				●	●
三谷 和歌子	監査役	○	5年					●	●	
青木 俊人	監査役	○	—					●	●	

取締役会の実効性評価

当社では取締役会が業務執行の監督や適切な意思決定を行うため、社内外の役員間の情報共有に努めています。社外役員に対して適時、適切な情報提供、海外や関係会社を含めた事業所視察機会の提供などを通じて、取締役会の実効性を高める努力をしています。さらに、全取締役・全監査役に対しアンケートを実施し、取締役会の構成、運営状況、議題、審議の状況など、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行っています。その内容を取締役会において確認を行い、その結果を基に、取締役会の構成、運営について改善を行っており、当社の取締役会全体の実効性を確保しています。

● 実効性評価結果(2022年度)

2021年度の課題	事業の執行状況のモニタリング等の報告の充実化
2022年度の評価結果	事業の執行状況の報告に関する、取締役会での審議時間を増加など
2023年度の課題	・中期経営計画に関する議論の充実 ・英文開示の一層の充実

委員会の活動状況

指名報酬諮問委員会の活動内容

当社は取締役・役付執行役員の指名および報酬の決定に関する手続きの公平性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図ることを目的として2021年3月に指名報酬諮問委員会を設置しました。本委員会は取締役会の決議によって選定された4名の取締役で構成されており、うち3名は社外取締役となっています。また、委員長は取締役会の決議で選定された社外取締役が務めています。

本委員会は、取締役の指名に関する方針、取締役等の選解任、取締役の個人別の報酬等の決定方針ならびに取締役等の報酬の内容について審議し、取締役会に答申しています。

サステナビリティ経営の推進体制

サステナビリティ経営を推進するため、社長を委員長として取締役会直属で全取締役および全役付執行委員をメンバーとした、部門横断的に構成される「サステナビリティ経営委員会」を設置しています。個別課題により具体的に取り組むため、サステナビリティ経営委員会の傘下に7つの専門委員会を設けています。各専門委員会は担当役員が委員長を務め、課題に対し最も関連の強い部署が事務局となっています。サステナビリティ経営委員会は、サステナビリティに関する重要事項の審議と専門委員会活動実施状況のレビューなどを行っています。

● サステナビリティ経営委員会体制図

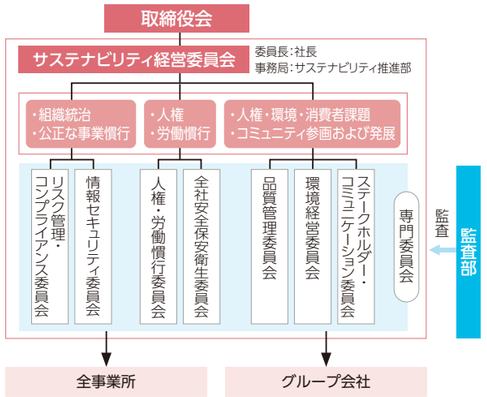

● CSR経営委員会※の開催実績(2022年度)

開催時期	主な内容
第1回　2022年5月12日	● 企業価値向上のための統合報告書制作の取り組みについて ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(振返り)
第2回　2022年9月27日	● 7つの専門委員会の2022年度活動中間報告 ● ビジネスと人権について
第3回　2022年12月20日	● ESGに関する調査への対応状況報告 ● 2022年度従業員意識調査結果報告
第4回　2023年3月28日	● 7つの専門委員会の2022年度活動実績報告 ● 7つの専門委員会の2023年度活動計画 ● CSR要綱からサステナビリティ要綱への改定について

※ 2023年度からサステナビリティ経営委員会

社外取締役の活動実績　(出席回数／開催回数)

氏名	取締役会出席状況	発言状況
小泉 淑子	15／15	主に弁護士としての豊富な経験と企業法務における幅広い見識から適宜発言を行っています。
江守 新八郎	15／15	主に事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っています。
振角 秀行	15／15	主に国家公務員としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っています。

政策保有株式

取引先との営業上の安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点より、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先の株式を政策保有株式として取得・保有しています。

また、取締役会において、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有にともなう便益やリスクが資本コストに見合っているかの観点をふまえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを検証のうえ、毎年その保有の必要性を確認しています。

なお、保有目的が純投資目的である投資株式については、保有しておりません。

● 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数(銘柄)	貸借対照表計上額の合計額(百万円)
非上場株式	179	5,806
非上場株式以外の株式	33	18,910

役員報酬

役員報酬の決定プロセス

取締役の報酬決定にあたっては、過半数が社外取締役によって構成され、社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会による審議・取締役会への答申を経て、取締役会において同委員会の答申結果を尊重し、株主総会の決議および当社規程による相当額の範囲内で代表取締役の合議へ一任する旨を決議しています。

当社取締役(社外取締役をのぞく)の報酬体系は固定報酬と業績連動報酬、株式報酬で構成され、社外取締役は固定報酬のみで構成されています。また、監査役の報酬体系も固定報酬のみとなっています。

- 固定報酬は役位に応じて設定されます。
- 業績連動報酬の額は、当該事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に1%を乗じた額(上限400百万円)に役位別係数を乗じて得た額としています。
- 株式報酬は役位に応じて毎年譲渡制限付株式を交付します。原則として、取締役退任日が譲渡制限解除日となります。
- 株式報酬制度の導入、ならびに業績連動報酬の指標として親会社株主に帰属する当期純利益を採用した理由は、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

報酬の構成

● 取締役(社外取締役をのぞく)

固定報酬	業績連動報酬	株式報酬

※ 固定報酬:おおむね90%から45%
株式報酬:おおむね10%から15%
業績連動報酬:0%からおおむね40%

● 社外取締役・監査役

固定報酬

役員の年間報酬

株主総会における取締役報酬の決議日は2021年6月29日、当該株主総会後における取締役数は9名(うち社外取締役3名)で年額12億円(うち社外取締役1億円)以内、また当該報酬枠の枠内で、取締役(社外取締役をのぞく)に対し譲渡制限付株式報酬として年額2億円(20万株)以内となっています。

株主総会における監査役報酬の決議日は2000年6月29日、当該株主総会後における監査役数は4名、月額1,300万円以内となっています。

● 役員の報酬等の総額(2022年度)

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役	510	315	149	45	11
監査役	72	72	—	—	5
(うち社外役員)	(67)	(67)	(—)	(—)	(5)

※ 上記の取締役および監査役の支給人数には、2022年6月29日開催の第24回定時株主総会の終結の時をもって退任または辞任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。

内部統制システム

当社および当社グループ各社の業務の適正、効率的な運営を確保する体制について「内部統制システム構築の基本方針」に則り、現在運用している制度などの充実、強化、また必要な事項については見直し、再検討を行っていくことを基本としています。

2022年度は当社5事業所、国内グループ会社11社、海外グループ会社1社の監査を実施し、改善事項を明らかにしたうえで、助言や勧告を行っています。

リスクマネジメント　コンプライアンス

経営の不確実性を低減し経営目標を達成するため、「リスク管理基本方針」に基づきリスクを管理しています。

リスク管理・コンプライアンスの基本方針

リスク管理基本方針・規程

当社は「行動指針」において“事業環境の変化に即応し、柔軟に行動する”ことを宣言しています。リスクマネジメントは経営の不確実性を低減し、経営目標を達成するための基盤と考え、社会変革・地球環境変化・自然災害・事故・不祥事など、経営目標の達成を不確実とするリスクを「リスク管理基本方針」に基づき管理しています。また「リスク管理基本方針」を具体的なリスク管理活動に展開するように緊急事態への対応を含めた「リスク管理規程」を定めています。

リスク管理基本方針

1. 当社は、製品・サービスの品質と安全性を確保し、従業員および家族の生活と安全を守り、ステークホルダーから一層の信頼を得るため、リスクの予防と低減に努める。
2. 当社は、事業活動を取り巻く様々なリスクを適切に管理するための体制を整備する。
3. 当社は、計画・実践・評価・是正のサイクルを通じてリスク管理を推進する。
4. 当社は、リスクが顕在化した際に迅速かつ適切に対処する。
5. 当社は、当社グループ各社と連携し、事業環境の変化に伴い新たに生じるリスクを機敏に感知し、太平洋セメントグループとして迅速かつ適切に対処するための体制を構築する。

コンプライアンス基本方針

当社は「行動指針」において“法令遵守と社会の良識に則り行動する”ことを宣言し、コンプライアンスはサステナビリティ経営の基盤と考え、2005年3月「コンプライアンス基本方針」の公表とともに「コンプライアンス規程」を制定しました。当社の「コンプライアンス」の定義は、狭義の法令遵守に留まらず、法令の背景にある社会通念やグループ経営理念、当社行動指針、社内諸規程の遵守を含むものとなっています。

コンプライアンス基本方針（要旨）

- 経営理念、行動指針、社会規範の遵守
- 社内諸制度・諸規程の整備と周知徹底
- グループ各社の連携と教育・啓発活動推進
- 問題発生時の適切な対応と施策打ち出し
- 必要な情報の適時・適切な開示とコミュニケーション
- 国際基準・ルール遵守と現地文化・習慣尊重
- 反社会的勢力・団体の不正・不当な要求拒否

「リスクマネジメント　コンプライアンス」については当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/risk_management_fr.html

体制と運用

リスク管理・コンプライアンス推進の最高責任者は社長です。社長より指名された統括責任者（総務部担当役員）が「リスク管理・コンプライアンス委員会」を主宰・運営し、組織的かつ計画的に推進活動を進めています。

同委員会は、方針の展開、全社リスクの洗い出し・評価と特定、PDCAサイクルによるリスク管理活動ならびにコンプライアンスを推進する役割をはじめ、リスク管理・コンプライアンスに関する規程の制定や改定、従業員への啓発・教育推進など、当社グループ全体のリスク管理・コンプライアンス推進の中核を担っています。2022年度は4回の会議を開催しました。

● リスク管理・コンプライアンス推進体制図

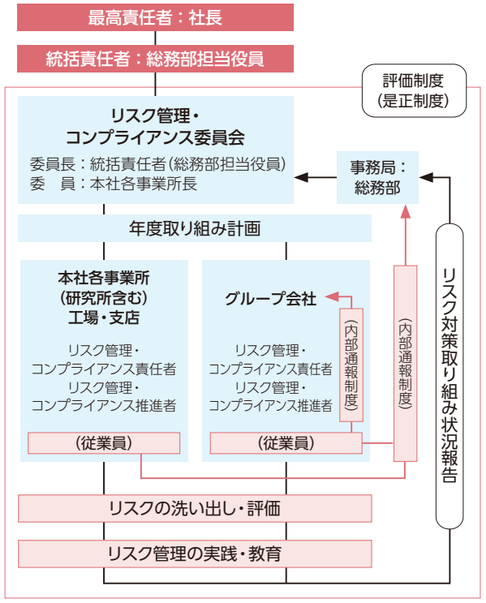

※ 管理対象：グループ会社100社（2023年3月末現在）

内部通報制度

通常の社内手続きに則った報告・申し出に適正に対処するとともに、「コンプライアンス・ホットライン」を設け通常の社内手続きを経ない通報を直接受け付けています。通報は顕名に加え、心理的障壁を低減するよう匿名も可としています。また、通報受付窓口は社内（コンプライアンス・ホットライン）と、社外（法律事務所）にあり、通報の守秘を担保しています。グループ会社従業員も当社社外窓口の利用を可能とし、グループガバナンスの強化、制度の実効性向上と各社の負担軽減を図っています。また、この制度を利用したことを理由として通報者に不利益な取り扱いがなされないよう、「内部通報制度運用規程」に定めています。

● 内部通報制度

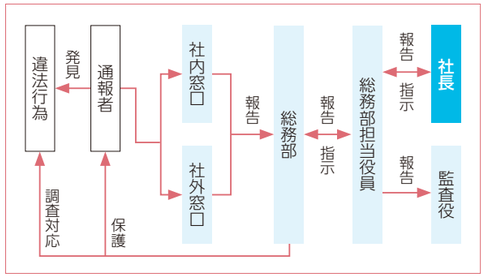

● 内部通報制度実績（2022年度）※

受付窓口	件数
社内（コンプライアンス・ホットライン）	4
社外（法律事務所）	1

「通報」とすべきもの：「内部通報制度運用規程」による。

※ 当社およびリスク管理・コンプライアンス委員会においてリスク管理対象としているグループ会社を集計対象とする。

リスク管理・コンプライアンス推進活動

全社リスクの洗い出し・評価と特定

当社は3年に1度、グループ会社を含めた全社リスクの洗い出しと評価の特定を行うとともに、毎年その見直しを実施しています。2022年度に全社リスクの見直しを実施し、洗い出しの目的を「大きく変化した事業環境・リスクの変化をふまえ、当社グループを取り巻くリスクを俯瞰しなおし、グループの経営計画や目標の達成、持続可能性に重大な影響を及ぼしうるリスクを特定し、その不確実性を回避・低減するための方策を講じること」としました。

● 全社リスクの洗い出し・評価と特定の概要

参照：リスクと機会の特定 ➡ P.20

Step 1	マテリアリティの取り組みを阻害するリスクの洗い出し
Step 2	当社グループの経営の不確実性に重要な影響を与えうる全社リスクを特定
Step 3	全社リスクのレビュー
Step 4	全社リスクの特定

▼

特定された全社リスク
・自然災害の激甚化と施設・設備老朽化リスク
・サプライチェーンの経営変動リスク
・人材関連リスク

リスク影響低減対策活動

2022年度は2019年度の全社リスクの洗い出し・評価結果をもとに、リスク管理・コンプライアンス委員会が主体となって対策を実施していく最終年度であり、対象とした課題は①不祥事防止 - 会計不正防止体制の整備、②コンプライアンス関連規程の見直しでした。PDCAを回しリスク影響低減対策活動をしています。

海外におけるリスク対策活動事例

「暴動・テロ対応マニュアル」を作成し、定期的に改訂して活用しています。また、リスクが高い派遣国について、現地退避決定をするための要領を明文化し、現地情勢変化に応じて緊急退避レベルを評価するためのツールを作成し、ツールを用いたトレーニングを実施しています。国外退避および緊急時に必要な備蓄品（食料品、衣類、衛生用品、医薬品）や現金などのリストアップと、その確保は各海外事業拠点において順次実施しています。

緊急事態対応

災害・事故・不祥事などの事象が発生した場合、事象発生場所から総務部長に情報伝達されます。総務部長は事象の重大性を考慮し、対応体制を緊急対策本部の設置・所管事業所主導のいずれにするか判断し、選択された体制をもって緊急事態への対応がなされます。

2022年度は7件の情報伝達がなされました。なお、主要な情報については、それに対する対応も含めてCSR経営委員会（現サステナビリティ経営委員会）でレビューをしています。

また、災害・事故への対応訓練として、各事業所で大規模地震を想定したシェイクアウト訓練の実施と、工場担当者へ事故時における苦情対応について研修を実施しました。

リスク管理・コンプライアンス推進研修

リスク管理・コンプライアンスの効果的な実施のため、当社各事業所ならびにグループ会社のリスク管理・コンプライアンス責任者および推進者を対象とした研修を実施しています。2022年度は、11月にグループ会社の責任者を対象として研修会を開催し（84社参加）「今、企業に求められるビジネスと人権」と「内部通報窓口の注意点と活性化のポイント」について外部講師より講演いただきました。推進者への研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止にともない、ビデオ配信による開催としました。

コンプライアンス教育

行動基準に沿って具体的にどのように行動すればよいか個々の事例を示した「行動基準［ケースブック］」を作成し、当社の全従業員ならびに主要なグループ会社の全従業員に配布しています。「行動基準［ケースブック］」は最新情報を反映しながら定期的に改訂を行っています。

また、「行動基準［ケースブック］」などを題材にし、個々の状況でどのような行動を取るべきかをクイズ形式で学習するe-ラーニングを全従業員に向けて、毎月1回実施しています。2022年度の受講率は、91.7%でした。

「行動基準［ケースブック］」については当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/risk_management_fr.html

情報セキュリティ

情報セキュリティ推進体制

当社では情報資産のセキュリティを確保し運用するため「情報セキュリティ基本方針」ならびに「情報セキュリティ管理規程」を制定し、これに基づく管理体制のもと、積極的に情報セキュリティ保持活動に取り組んでいます。

情報セキュリティの最高責任者は社長であり、社長から指名された統括責任者（経営企画部担当役員）が、組織的かつ計画的に情報セキュリティ活動を推進するため「情報セキュリティ委員会」を主宰・運営しています。

● 情報セキュリティ体制

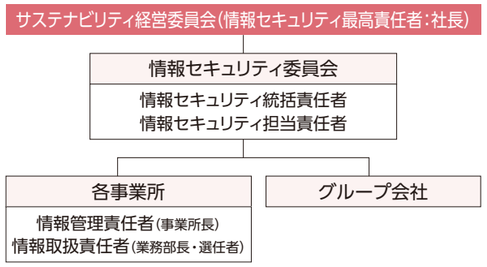

「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護方針」については当社ウェブサイトをご参照ください。
https://www.taiheiyo-cement.co.jp/csr/risk_management_fr.html#section05

情報セキュリティ推進活動

当社では、有事を想定した災害復旧訓練や、不審メール対応訓練を実施したほか、セキュリティインシデントの発生に備えサイバーセキュリティ保険にも加入しました。そのほか日常的に、社内ポータルサイトにおいてセキュリティ意識の向上を目的とした注意喚起や啓発を行っています。

また、グループ会社に対しても、不審メール対応訓練、自己診断によるセキュリティ調査を実施した他、海外グループ会社1社についてインフラセキュリティ調査を行いました。そのほか、サイバーセキュリティ保険加入、重要システムおよびデータのバックアップの徹底、ホームページ暗号化などを働きかけました。さらに情報部門交流会を開催しグループ会社と情報セキュリティ意識の共有と浸透を図りました。

なお、2022年度は、重大なセキュリティ関連事故は発生していません。

引き続き取り組みを継続し、当社および国内・海外グループ会社のセキュリティレベル向上を図っていきます。

知的財産に関するリスクマネジメント

知的財産に関するリスクマネジメント

他社の知的財産権侵害防止を目的として、定期的に他社出願情報の関係部門間共有、障害特許の審査の進捗監視、各種の調査などによって動向把握に努めています。障害となり得る他社出願に対しては、研究開発や事業への影響度に応じた対策を講じています。

海外における知的財産のリスク対策では、事業展開が想定される諸外国の知的財産権法制度や実務における日本との相違点を把握し情報共有することや、特定国の事情に詳しい外部専門家による支援体制の構築に注力しています。

また、知的財産に関する各種の社内研修では、自社の権利保護と同じレベルの意識で他社の権利を尊重することの重要性について教育しています。

これまでに知的財産権侵害で訴えられ、事業に支障が生じたことはありません。